公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第82号

公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例(平成11年岩手県条例第78号)の一部を次のように改正する。

(卑わいな行為の禁止)	
第8条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、他人を著しくしゅう	/iF/
恥させ、又は他人に不安を生じさせ、若しくは嫌悪の情を催させる方法で	

、卑わいな行為であって次に掲げるものをしてはならない。

改正前

- (1)・(2) 「略]
- (3) みだりに、着衣で覆われている他人の下着等を撮影し、又は写真機等を使用して着衣で覆われている他人の身体を透視する方法により、裸体(その一部を含む。)の映像を見、若しくは撮影すること。

(つきまとい行為等の禁止)

改正後

- 第8条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、他人を著しく<u>羞恥</u>させ、又は他人に不安を生じさせ、若しくは嫌悪の情を催させる方法で、卑わいな行為であって次に掲げるものをしてはならない。
  - (1)・(2) 「略]

(卑わいな行為の禁止)

(3) みだりに、着衣で覆われている他人の下着等を撮影し、若しくは撮影する目的で当該下着等を撮影することができる位置に写真機等を差し出し、又は写真機等を使用して着衣で覆われている他人の身体を透視する方法により、裸体(その一部を含む。)の映像を見、若しくは撮影すること。

(つきまとい行為等の禁止)

- 第9条 何人も、みだりに、特定の者に対し、次に掲げる行為(ストーカー 行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定 するつきまとい等を除く。)を反復して行ってはならない。ただし、第1 号から第5号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、 学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穏若し くは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるよ うな方法により行われる場合に限る。
- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

(電話等による嫌がらせ行為の禁止)

第10条 何人も、みだりに、特定の者に対し、反復して、電話又は文書により、虚偽の事項若しくは卑わいな事項を告げ、若しくは威迫し、又は無言の電話をかけてはならない。

(危険行為等の禁止)

第11条 [略]

(適用上の注意)

第12条 「略]

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知 り得る状態に置くこと。

- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 虚偽の事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (6) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して 、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メール その他これに類する電気通信を送信すること。
- (7) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるよう な物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(危険行為等の禁止)

第10条 [略]

(適用上の注意)

第11条 「略]

(罰則)

- 第12条 第8条又は第9条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万 円以下の罰金に処する。
- 2 常習として第8条又は第9条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又 は100万円以下の罰金に処する。

(罰則)

- 第13条 第7条第1項又は第8条から第10条までの規定のいずれかに違反し 第13条 第7条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若 た者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 2 常習として第7条第1項又は第8条から第10条までの規定のいずれかに 2 常習として第7条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50 違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第14条 第2条から第6条まで、第7条第2項又は第11条の規定のいずれか | 第14条 第2条から第6条まで、第7条第2項又は第10条の規定に違反した に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 2 常習として第2条から第6条まで又は第11条の規定のいずれかに違反し た者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- が、その法人又は人の業務に関し、第13条又は前条(同条第2項を除く。 ) の違反行為 (第7条第1項又は第2項に係るものに限る。) をしたとき は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科す る。

- しくは科料に処する。
- 万円以下の罰金に処する。
- 者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 2 常習として第2条から第6条まで又は第10条の規定に違反した者は、6 月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者 第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者 が、その法人又は人の業務に関し、第13条又は前条(同条第2項を除くも のとし、第7条第2項に係る部分に限る。)の違反行為をしたときは、行 為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

## 備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。